



ふじよしだ農業まつり2010&リフレッシュふじよしだ秋祭り
～富士山アリーナ

ふじよしだ 議会だより

第111号

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

平成22年12月7日 編集・発行 議会だより編集委員会
電話 (22) 0612 富士吉田市議会事務局

九月定例会

平成二十一年度決算を認定

一般会計歳出総額は

百九十三億

九千九百六十五万

三千八百四十五円

平成二十二年九月定例会は、九月六日開会され、十九日間の会期を終えて九月二十四日に閉会しました。

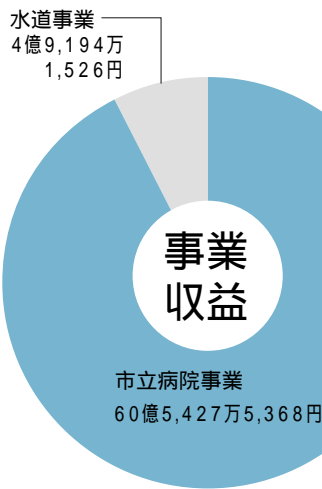
この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任、委員会が構成されました。

議案は、平成二十一年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の三件の決算認定などのほか、一般会計継続費精算報告書一件、報告五件、補正予算三件、条例の制定二件、条例の一部改正四件、住居表示の方法一件、指定管理者の指定一件、人事案件二件、合計二十二件の市長提出議案を審議し、すべて認定、可決、同意しました。また、恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙が行われました。

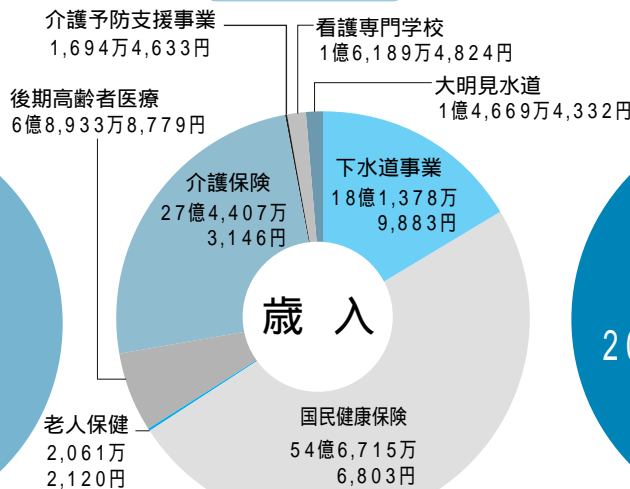
市政に対する一般質問は、二人の議員が行ない、執行者の考えをただしました。

決算報告

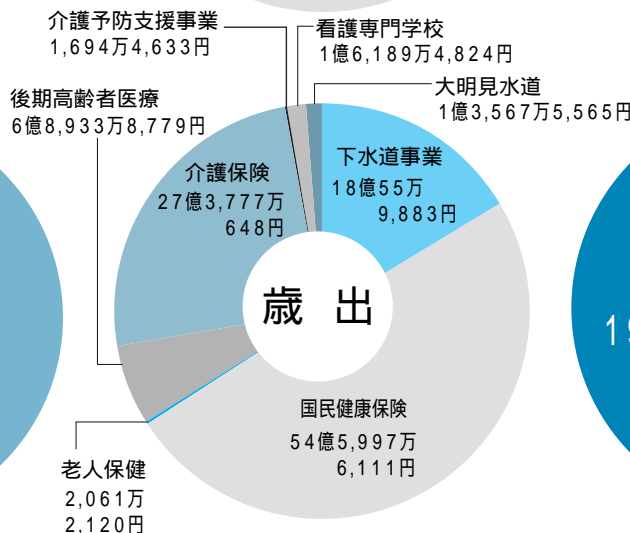
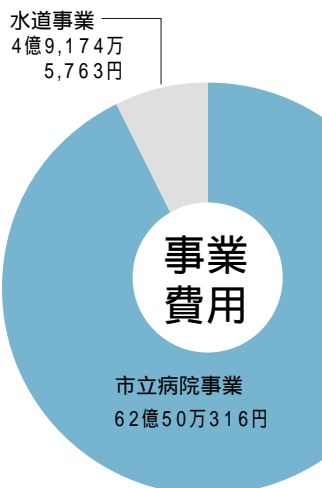
事業会計



特別会計



一般会計



委員会の審査から

決算特別委員会

総務経済委員会

文教厚生委員会

決算特別委員会

平成二十一年度一般会計
及び特別会計歳入歳出決算、
市立病院事業会計決算、水
道事業会計決算を審査する
にあたって、次の十名の議
員による決算特別委員会が
設置され、審査が行なわれ
ました。

- 委員長 戸田 元
副委員長 渡辺 幸寿
委員 松野 貞雄
奥脇 和一
勝俣 進
佐藤みどり
渡辺 孝夫
宮下 正男
秋山 晃一
勝俣 米治

審査にあたり、提出のあ
った予算の執行実績及び主
要施策の成果報告書を参考
として、予算が公正・適法
かつ能率的、合理的に執行
されているかどうか、その
結果どのような行政効果を
上げたか、また、その施策
が住民福祉の向上に適合し
たものであったか、財政事
情についてはどうであるか
などを重点に詳細に審査い

一般会計決算認定

平成二十一年度の一般会
計決算は、予算現額二百二
十億三千六百五十四万三千
八百八円に対し、収入済額
二百二億五千百十三万七千
八百六十一円、支出済額は
百九十三億九千九百六十五
万三千八百四十五円で、歳
入歳出差引額は八億五千百
四十八万四千六十六円となり、
継続費通次繰越額及び繰越
明許費繰越額一億九千五百
六万千五百円を差し引くと、
実質収支額は六億五千六百
四十二万二千九百一十円と
なっており、前年度に比較
して三億二千五百八十七万
五千九百四十四円の増となっ
ております。

実質収支額のうち、三億
三千万円は財政調整基金へ
積立て、三億二千六百四十
二万二千九百一十円が翌年
度へ繰り越されておりませ
う。なお、歳入の審査の中で、
市税については、なるべく
不納欠損にしないよう、時

効が成立してしまうまでに
危機感をもって、戸別訪問
などによる徴収業務に積極
的に取り組むべきであると
の指摘がありました。

児童手当が支給されてい
るにもかかわらず、保育料
に滞納が発生してしまう大
きな要因として、保育料の
額が一般市民の生活実態に
適合していないことが想定
され、この点については、
制度改善が必要ではないか
との意見がありました。

住宅使用料の不納欠損相
当分については、その処理
方法を明確にし、明示する
べきであるとの指摘があり
ました。

また、時効が成立してし
まうまでに、いわゆる「こ
ね得」を許さないような法
的措置を講ずるべきである
が、その前には保証人への
対応をしっかりとすべき
であるとの指摘がありまし
た。

歳出の審査においては、
申請を待っているだけの市
の消極的な姿勢が、障害者
などの弱者への扶助費に多
額の不用額が発生する一つ
の要因になることのないよ
う、今後も積極的に事業を

推進してほしいとの要望が
ありました。

生活習慣病検診について、
受診率の向上に努めてほし
いとの要望があり、また乳
幼児健診については、二〇〇
%の受診率であるべきであ
るとの意見がありました。

雇用対策事業の一環とし
て実施されている下吉田街
なか拠点事業については、
商店街の活性化に繋がる事
業であるので、県からの補
助がある三年間で終わること
のないよう、継続して実
施してほしいとの要望があ
りました。

中心商店街の活性化なく
しては、富士吉田市の活性
化はないとの見地から、空
き店舗を活用した地域の活
性化に努めてほしいとの要
望がありました。また、空
き店舗については、福祉施
策に活用してみてもどうか、
また、行政ができることと
して、家賃補助などのソフ
ト面に加えて、ハード面の
整備にも取り組んでみては
どうかとの意見がありまし
た。

市営駐車場について、使
う側の立場に立って、しっ
かりと管理すべきであると

9月定例会会期日程

9月6日	本会議（開会）
9月9日	本会議
9月13・14・15日	決算特別委員会
9月16日	総務経済委員会
9月17日	文教厚生委員会
9月24日	本会議

会期の決定	議案の提出と説明	議案の委員会付託
市政一般質問		
付託議案の審査		
付託議案の審査		
付託議案の審査		
各委員長からの報告	議案の追加提案	各議案の採決
富士吉田市教育委員会委員の任命	人権擁護委員の推薦	
恩賜林組合議員の補欠選挙		（閉会）

の指摘がありました。

中小企業等への利子補給事業については、以前にその期間延長について、議会側から要望した経緯もあるもので、今後も柔軟に対応してほしいとの要望がありました。

富士山世界文化遺産登録については、登録することだけに留まらず、登録後のことも見据えて進めてほしいとの要望がありました。

道の駅「ふじよした」と郡内地域地場産業振興センターとを有機的に連携させる中で、双方が一体となつて、観光や商工業の発展に向けての情報発信の拠点となるよう、努めてほしいとの要望がありました。

新倉南線については、用地問題を解決して、計画どおりに供用開始できるように進めてほしいとの要望がありました。

問題を抱える子供の自立支援については、学校、家庭、指導員が密に連携する中で、不登校児童等の数を減少させるように努めてほしいとの要望がありました。児童就学援助・奨励事業の対象をホームページ上で

生活保護に準ずる家庭として

いるが、漠然としていて分かりづらいので、数字をもつて援助の対象を明確にするべきであるとの指摘がありました。

放課後子供教室推進事業については、安全安心の確保の面で効果的である事業との評価であるので、市内全小学校において実施してほしいとの要望がありました。

歳入が徐々に減少していく傾向にあることに鑑み、公債費については、早期償還、借り換え等の工夫をすすめる中で対応するべきであるとの指摘がありました。

一般会計の実質収支比率が六・三％であったことに鑑み、通常、健全な行政サービスが提供されていることを示す数値とされている三％～五％を目途に行政運営を展開するべきではないかとの意見がありました。

総括質疑の中で、次世代に借金を残すことなく、将来を見据えた行政運営を展開していくためにも、歳入において多額に発生している不納欠損や収入未済については、税や使用料等に關

する一元管理システムの構築などをも検討する中で減らすための努力をし、また、歳出においては、事業仕分け等を実施する中で効果的に執行してほしいとの要望がありました。また、不用品がなるべく発生しないよう、決算の数値を予算に適切に反映させるべきであるとの指摘がありました。

特別会計決算認定
下水道事業、国民健康保険、老人保健、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校、大明見水道の合計七特別会計決算審査は、関係法令に従い、能率的、合理的に予算が執行されているか同かを主眼に審査が行われ、それぞれ認定すべきものと決しました。

なお、審査の中で、下水道事業特別会計については、使用料の悪質な滞納者に対しては、納税に向け、より積極的に指導してほしいとの要望がありました。

国民健康保険特別会計については、国保税の収入未済額を減らすべく、分納等を視野に入れたきめ細やかな相談業務を実施する中で、

税収の確保に向け努力してほしいとの要望がありました。また、滞納整理に努力している過程は評価するものの、「税負担の公平性」を確保するためにも、数字上で結果を出してほしいとの要望がありました。

国保税の滞納を減らすには、さらなる国庫負担が伴うべきであるとの意見がありました。

特定健康診査及びがん検診の受診率を上げることは、医療費の抑制、ひいては国保事業の運営の健全化にもつながることなので、積極的に啓蒙活動をし、医師会にもご協力いただく中で、受診率アップに努めてほしいとの要望がありました。

年に六回実施している医療費の内容を知らせる医療費通知については、その回数を検討するべきではないかとの意見がありました。

総括質疑の中で、国保の広域化により、被保険者に負担増が生じる可能性があることも視野に入れて、事業運営に携わるべきであるとの指摘がありました。

国保税について、国の動

向等を確認する中で、市独自の課税方法や減免制度を

実施していくべきではないかとの意見がありました。

後期高齢者医療特別会計については、総括質疑の中で、普通徴収で収入未済額が発生するのは、保険料が高いことが原因であると考えられるので、減免制度について、山梨県後期高齢者医療広域連合に具申する中で、検討してほしいとの要望がありました。

討論において、国保税の収入未済額が多いのは、市民の暮らしたいへんであることの証であるとも考えられるが、市からは自らの努力によって保険税を下げ、市民の暮らしに豊かさをもたらそうとする積極的な姿勢が伺えないことから、議案第五十二号には反対するとの討論がありました。

また一方では、ワクチンの効かないウイルスの発生などの予測しない事態に備えるためにも安定的な経営を図ることが大切であり、また、全庁挙げてそれに取組んでいくという姿勢も伺えることから、本案には賛成するとの討論がありま

した。

討論の後、起立採決を行い、賛成多数で認定すべきものと決しました。

市立病院事業会計
決算認定

審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益六十億五千四百二十七万五千三百六十八円、事業費用六十二億五千万三千三百六十六円で、消費税の影響を除くと二億二千六十万三千八百八十二円の当年度純損失が計上され、前年度との対比では、収益が五・九％、三億三千七百五十三万八千七百三十三円の増、費用で二・四九％、一億五千九十一万九千七百五十三円の増となつております。

また、資本的収入及び支出では、収入額二億千六百六十五万千円、支出額三億三千八百六十四万八千三百

四十五円で収支不足額一億二千九十九万七千三百四十五円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填してあります。

自治体病院を取り巻く環境が大きな変革期に直面する中、良質な地域医療の確保と抜本的な経営改革が求められ、「地域医療をいかに提供していくか」が重要な課題となっており、医療に対するニーズはますます高度化かつ多様化している。このような状況下で、これらのニーズに迅速かつ的確に対応し、救急医療や高度医療などの不採算部門も担う中で、二次医療機関として、また富士・東部地域の中核病院として、その使命と役割を果たしてあり、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の中で、赤字額が前年度に比べ一億九千万円も減少したことは、関係者の努力の賜物であり、今後は黒字を目指して努力を重ねてほしいとの要望がありました。

また、経営状態が上向い

ていることを受けて、経営形態については、市民の声が届きやすく、適切な医療が施しやすいという見地から現形態でいいのではないかと意見がありました。

水道事業会計決算認定

審査にあたっては、事業業務が経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益四億九千九百九十四万五千二百六十六円、事業費用四億九千七百七十四万五千七百六十三円で、消費税の影響を除くと七百七十三万八千二百六十八円の当年度純損失となっており、前年度に比べ収益が〇・七五%、三六七万五千九百二十四円の増、費用で三・八二%、千九百五十五万四千二百六十三円の減となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額二億五千七万三千三百三十七円、支出額四億五千四百九十六万四千七百七十五千七百七十五円で、収支不足額二億四百八十九万四千三百三十八円は、当年度分消費税及び地

方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填してあります。

飲料水の安定供給と有効率の向上を図るため、単独事業による、または民生安定事業の補助金を受けての給配水施設の整備を積極的に行っており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

審議案件

議案第五十六号
富士吉田市職員の勤務、休暇等に関する条例等の一部を改正について

総務経済委員会

審議結果

本会は、「富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等の一部改正でありまして、職員の勤務時間を短縮するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、本市の企業の就労の状況を把握したうえで、住民に理解が得られるようになってから実施すべきとの意見がありました。

また、現段階では審議不

十分であり、もう少し時間をかけて審査するよう継続審査とすべきであるとの意見があり、採決の結果、反対多数で継続審査とすることは否決されました。

その後、本案に対し、経済状況の悪いこの時期に改正することは、市民に押しに到底理解されるものではなく、市民にとって何のメリットも見られないなどの理由による、反対討論がありました。

また、行財政改革に取り組み、効率的な事務事業を遂行することにより、時間外手当が増えることのないよう努力し、住民サービスが低下することがないよう努め、市民に理解を得られよう努力することを条件に、賛成するものである、との賛成討論がありました。

本案は、「富士吉田市税条例」の一部改正でありまして、個人の市民税において、税の公平性を確保する観点より、前納報奨金制度を廃止し、また、課税誤りを防止し、公平適正な賦課処分を行い、賦課関連事務の効率化を図るため、軽自動車税の納期について、所

要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、前納している市民に対して理解を得られるように積極的に周知すべきとの意見がありました。また、報奨金制度の廃止により、滞納額が増えることのないよう、滞納対策にさらに努力すべきとの意見がありました。

本案は、富士吉田市営本町通り駐車場の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二百四十四条の第二第三項の規定により、富士吉田市営本町通り駐車場の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成二十二年富士吉田市一般会計補正予算第二号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ七千九百二十万一千円を追加し、総額を百九十六億四千五百六十七千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金六千四百八十六万四千円、

文教厚生委員会

コンビニ交付・自動交付機導入支援事業助成金千八十四万円、生活保護費補助金百六十万一千円等を増額するものであります。

歳出では、戸籍住民基本台帳費三千二百二十九万五千円、産業開発対策費二千六百九十万六千円、市税過誤還付にかかる諸費八百万

円等を増額するものであります。

また、基幹系業務システム賃借料、住民基本台帳ネットワークシステム賃借料の債務負担行為を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で今後、一枚の住基カードで市の図書館においても図書の出しができるようにしてほしいとの要望がありました。

また、市民へのPRという意味で、住基カードに登録することにより特典を受けられることができるので、関係事業所側にもその旨の表示をしてもらい、PRすべきとの意見がありました。

ための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、参照する「国民健康保険法」の条番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市地下水保全条例」の制定でありまして、富士山をはじめ、豊かな森林環境からの恵沢である地下水資源を将来にわたり市民が享受できるように、地下水採取の適正化を図り、地下水資源の保全を行うため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ました。

本案は、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法についてでありまして、富士吉田市住居表示整備事業第十期計画の実施に伴い、今回、下吉田及び松山の一部地域について、「街区方式」の方法により住居表示を実施しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

て、今回、資本金収入及び支出につきまして、収入を一億五千万円増額し、総額を十五億二千六百六十一万四千円とし、支出を一億二千七百二十五万六千円増額し、総額を十六億四千六百五十七万六千円とするものであります。

また、重要な資産の取得について、頭腹部血管連続撮影装置一式及び多人数用透析液供給装置関連機器一式を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議案件

議案第五十五号

富士吉田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の制定について

平成二十二年年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第一号)

議案第六十五号

平成二十二年年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第一号)

一部改正について

議案第五十九号

富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について

審議結果

本案は、「富士吉田市住民基本台帳カードの利用に関する条例」の制定でありまして、市民の利便性の向上と、市の業務の合理化を目的に、民間事業者が設置する機器等での住民基本台帳カードによる住民票の写し及び印鑑証明書の交付を行うため、所要の規定を整

備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、新規の条例を制定するにあたり、環境審議委員会に諮問した際の資料に不備がないよう注意すべきとの指摘がありました。また、外資系及び既存の会社からの投資により、市民の貴重な共有財産である地下水が失われることのないように、市民に還元できるような、方策を講じてほしいとの意見があり

議案第六十一号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

本案は、「富士吉田市国民健康保険条例」の一部改正でありまして、「医療保険制度の安定的運営を図る

また、重要な資産の取得について、頭腹部血管連続撮影装置一式及び多人数用透析液供給装置関連機器一式を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第六十四号

本案は、平成二十二年年度富士吉田市立病院事業会計補正予算第一号でありまし

なお、審査の中で、政権の交代により富士・東部医療圏への補助金が大幅に削減されたが、市民が安心して暮る医療体制の確立に、今後更なる努力をしてほしいとの要望がありました。



議会の動き

― 常任委員会行政視察研修 ―

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者による研修を受け、さらに現地等を視察するなど、活発な議員の調査活動が行われました。

総務経済委員会

実施日 10月25日～26日
 研修先 栃木県真岡市
 内容 真岡木綿暖簾による商店街活性化事業等について



文教厚生委員会

実施日 11月5日～6日
 研修先 愛知県刈谷市
 内容 指定管理者による公立保育園の管理運営について



人事案件

議会人事

富士吉田市教育委員会委員
 堀内 研司氏
 (竜ヶ丘二一九一八)

富士吉田市外二ヶ村
 恩賜県有財産保護組合
 会議員(補欠選挙)

富士北麓広域市町村圏
 正副議長会議議員研修

十一月四日、本市において富士北麓広域市町村圏正副議長会議議員研修会が開催されました。講師に市町村アカデミー 客員教授の大塚康男氏をお招きし、「議会人の危機管理術」と題して講演があり、議員として今後の活動に役立つべく、見識を深めました。

人権擁護委員
 渡辺 政次氏
 (旭二一八一四)

下吉田区域
 渡辺 幸寿氏

建設水道委員会

実施日 10月25日～26日
 研修先 茨城県水戸市
 内容 スマートインターチェンジについて



《編集委員会》

委員長 土橋 舜作
 委員 奥脇 和一
 戸田 元
 横山 勇志
 渡辺 孝夫
 秋山 晃一

全文については、次期定例会（十二月）より、富士吉田市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問

9月

勝俣 米治 議員



富士山環境保全 協力金について

一回目の質問

市長が昨年、「富士山環境保全協力金」導入について前向きな提言をされ、富士山を取り巻く他の首長の中でも検討に値することとされている。

五合目から上の山を行政区分にもつ本市は他人事ではなく、大勢の登山者を喜ぶ反面、快適な登山のための安全確保・環境整備のためには何らかの基金は喉から手が出るほど必要である。

これを「協力金」または「入山金」の形で登山者から徴収するこの制度については検討に値すると考えるが、土地を管理する恩賜林組合、直接関係する山小屋

経営者等の関係者のコンセンサスを得ることが大切である。

既に本年一月には、新聞紙上に協力金徴収の数字的シミュレーションが発表されたが、実現に向けては非常に難しさを持つことが懸念される。市長はこれらの方法、タイムスケジュールについて現段階でどうお考えになっているか。

一回目の市長答弁

「富士山環境保全協力金」の実現に向けては、本年四月三十日に協力金の具体策を検討するための「富士山環境保全協力金協議会」を、山梨県、関係市町村、観光団体、富士山関係団体等により設立し、また、六月三十日には詳細な打ち合わせを行う事務レベルでの作業部会を開催した。

また、実際の登山者等の意見聴取も必要であるとの考えの下、東京大学と合同で、「富士山環境保全協力金」の是非、協力金の使途、金額などについて、一千人規模のアンケートを実施し、現在集計作業を進めている。今後、協力金の導入に当たっては、協議会・作業部

会の場で多くの皆様の意見を聞きながら慎重に協議していき、併せて登山者が二十五万人を超えるという状況が富士山に与える様々な影響を考慮し、富士山を取り巻く関係団体と協議し、富士登山そのものあり方についても議論していく。

二回目の質問

富士山環境保全協力金については、登山ブームや世界文化遺産登録が話題になっているこの時期に検討することは真に時宜を得た提唱であるが、身近な関係者のコンセンサスなくしては具体的な作業に入ることは難しいと考える。

富士山の土地を管理しているのは富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合であり、そこは住民にとつては入会慣行もからむ対象地と同時に、永い山岳宗教の歴史を持つ富士山信仰の対象地でもある。

事務段階で作業を進めるのも良いが、富士山は国内ばかりでなく世界にまで影響する事柄だけに本議会には提唱内容等を知らせるべきだったと考える。議会は行政を知る生涯学習の場と言われているが、これまでの提唱の経過について、市長はどのような考えに基づいていたのか。

二回目の市長答弁

「富士山環境保全協力金」の考え方については、議員各位には昨年十二月の議員協議会において、私から御報告させていただいたところ

であり、今後は「富士山環境保全協力金協議会」において、方向性が出てきたら、適宜議会に報告していく。「富士山環境保全協力金」については、恩賜林組合をはじめとする数多くの関係団体並びに関係者の方々の御理解なくしては、実現できないものと承知している。

今後においても、市議会議員各位並びに関係諸団体等からの御理解、御協力を賜わることができるよう、誠心誠意努力していく。

三回目の質問

重要な課題を考案検討して議会に諮るのは住民に選ばれた首長として最も重要な職責であるが、現在の姿勢をみると、議会に対して「よろしむべし、しらしむべからず」と言う方向として受け取れない。議会の質疑答弁の席上で公式の内容を多くの市民に知ってもらうのが開かれた行政のスタイルであると考えます。

これこそ注目される事案だけに色々の見地から議会と執行者が一体となつて検討・研究した上で発表すべきと考えるが、いかがお考えか。

三回目の市長答弁

議会に対して「よろしむべし、しらしむべからず」と言われることは決してない。また、「富士山環境保全協力金協議会」においては、「富士山環境保全協力金」について協議することとしているが、観光シーズンに

入り、協議会を開催することができなかつたので、議会への報告には至らなかつたものであり、今後、協議会を開催したときには、適宜議会に報告していく。

スマートインターチェンジと周辺道路の整備について

一回目の質問

中央自動車道富士吉田線にスマートインターチェンジ整備の話はこの付近に住む北部住民には、素晴らしい朗報であり、大きな期待を寄せている。これは国道一九号の渋滞緩和や避難路などだけでなく、北部全体の面的な活性化に繋がります、そしてこの効果は市の中心活性化に繋がっていくものと考えている。

実施計画書・許可申請書を早々に提出する等一日も早く実現するようご努力いただくことを要望するとともに、これからのタイムスケジュール、特に関係機関への働きかけについての状況等をお聞かせ願いたい。なお、このことは三年ほど前から話題となり、国会議員等とともに動いた経緯もあるもので、その時からの経過についてもお聞かせいただきたい。

さて、この事業と併せて県道接続案があるが、特に一般県道富士吉田西桂線について、幅員の確保整備が一日も早く出来ないものかと地域では切実な問題となつているので、本市でも

ピッチを上げて実現に向けて取り組んでいただきたい。さらに、市道小見上畷地線の整備について、この地域の朝夕の渋滞発生状況は、すべてが通過交通に奪われてしまい、住民の生活用道路としての便は皆無の状態である。そればかりか唯一の大工場でもあるシチズン電子の工場が立地しているにもかかわらず、そのためにその活動にも支障をきたした状況が伺える。

一回目の市長答弁

富士吉田北部への中央自動車道富士吉田線スマートインターチェンジ設置についてであるが、スマートインターチェンジの整備手順は、国土交通省から示されている制度実施要綱によると、地区協議会の立ち上げ、実施計画書の提出、国の同意、許可申請書の提出並びに国土交通大臣の許可というスケジュールとなっている。本市においては、この実施要綱に基づいて、過日、地区協議会を立ち上げ、事業進捗を図っているところであり、ここでの協議内容を含め、山梨県において、本年度中の実施計画書の提出を目指している。

また、関係機関への働きかけについては、これまでの経過として、平成十九年度から地元選出国会議員をはじめ、国、県、関係機関等への要望活動を行ってきたが、国の政権交代等もあ

り、残念ながら事業の遅れは避けられなかった。しかしながら、関係機関の協力は不可欠であるので、これからも関係機関と連携を図る中で、随時、協力を求めていく。

次に、この事業と併せた県道接続についてであるが、将来的にスマートインターチェンジのアクセス道路となる県道富士吉田西桂線については、現在、山梨県において先行整備区間として、西桂地区より整備が進められており、富士吉田地区においても、本年五月より県において、用地測量が行われており、平成二十三年度から用地買収に入る予定となっている。

これからも山梨県に協力をする中で、早期完成に向けた働きかけを行っていく。市道小見見上暮地線の整備についてはあるが、北富士演習場周辺道路整備事業として本年度から平成二十四年度までの三年間で拡幅整備する計画であり、事業内容については、全長三三〇メートル、二車線の車道と片側に歩道を設けた幅員九・二五メートルの構成となっている。年次計画については、本年度内に測量及び実施設計を行い、次年度は用地取得、そして、最終年度は工事の実施予定となっており、平成二十四年度末の事業完了を目指し、努力していく。

二回目の質問

スマートインターチェンジは、市民はもろろん隣接

市町村民が長い間、渴望している大きな課題であるので、今後はスケジュールを前倒しするような意欲を持って行動していただくよう強く要望する。

さて、県道富士吉田西桂線の笹子橋からシチズン電子付近までの整備は、答弁の中ではその対応が触れられていないが、どんな状況であるか。

いま全国どこでも地方財政が悲鳴を上げている状況の中、当市も例外ではないが、これらの計画が遅滞する事無く推進できることを、お約束いただけるか。

二回目の市長答弁

県道富士吉田西桂線の笹子橋からシチズン電子付近までの整備については、事業主体は山梨県であり、計画によると、本年度中に現地測量並びに道路設計の予定となっている。

今後の事業の推進については、市、県、国、関係機関と各々の役割分担があるので、市も検討調査をし、これをもとに早期完成に向け、関係機関に強く要望していく。

上暮地区の観光資源の整備について

一回目の質問

古くから上暮地区には絹の神様を祭る白糸の滝の他にも毛無山の東部の通称小沼山にある一崖の滝、二崖の滝、三崖の滝がある。この滝は、富士吉田市の

ワンポイントハイキング地として四十八年の広報特別号でも紹介されたことがあるが、山道をはじめ周辺整備がなされたことはない。訪れた人は市内にこんな素晴らしい名瀑があるのかと感激するが、このままでは多くの人が行くことが出来ないで、新倉にある大柵の滝・小柵の滝と併せて、市内滝めぐりが出来るようなハイキング道の整備や休憩施設等最低の施設整備に市として取り組んでもらえないものか。地元住民参加の形で結構なので、訪れる人の駐車場の確保やトイレ等少しでも手をつけていただきたい。

富士五湖や大きな富士山とは違った優しいふるさと自然の恵みです。整備開発について市長のお考えを伺いたい。

一回目の市長答弁

本市においては、富士山をはじめとする自然、富士山信仰に端を発する歴史・文化、織物・食文化などの豊富な地域資源を活用し、時間をかけて歩いて楽しむ「まち巡り」を観光商品として仕立てている。

上暮地区における白糸の滝はもろろん、一・二・三崖の滝についても、観光資源として期待をされており、その整備については、平成二十年度から本市の地域の特色を生かした魅力ある観光地づくりの推進を図るため、富士吉田市観光資源魅力アップ活性化補助事業により、支援を行ってきた。



二崖の滝

市内にある滝を中心としたハイキングコースの整備や休憩施設等の整備、あるいは、上暮地区における観光資源に対する駐車場、トイレ等の整備については、多額の費用が必要とされることから、非常に厳しいものであると考えているが、国、県の補助制度も含めて、研究していく。

「富士吉田市観光資源魅力アップ活性化補助事業」での対応では目的を達成しようとするにはあまりにも補助金が少ない。

二回目の質問

市制施行以来、上暮地区では、待ちわびた事業であるが、待ちくたびれた住民は地区民の共同作業で三崖の滝までの登山道整備を

分の一以内で、五十万円を限度に交付している。今後については、現地の状況等を視察する中で、観光資源としての整備の方策を調査、研究していく。

三回目の質問

前向きに取り組んでいく姿勢は理解できるが、限度額五十万円の補助事業の現状では思うような整備が進まない。

「観光資源魅力アップ活性化補助事業」の補助金制度は、事業を立ち上げるまでの「呼び水」的な性格のもので、その事業に対しての継続的な補助制度ではないと理解している。せめて、今後何らかの形でサポートしていただけないものか。それが叶わないならば、市の本格的な事業として、計画整備を進めていただけないものか。

何でもそうだが、地区民の要望に対しては、供給が必要を作り出すの原則どおり、良い公的投資をすることによって、より良い資源として活用することができると。行政機関は外に向かつて情報を送り出す立場と内から情報を吸い上げる立場があることを忘れないで下さい。

三回目の市長答弁

一・二・三崖の滝整備への今後のサポートについては、地域の特色を生かした魅力ある観光地づくり事業に対し、様々な方法により、可能な限りのサポートを実施していく。

全文については、次期定例会（十二月）より、富士吉田市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問

9月

宮下 正男 議員



地域内分権について

一回目の質問

市長は、「地域内分権」の「分権」について、三月定例会において、「分権とは地域社会の中で自己決定自己責任の原則の下、地域住民が主体となり、地域の課題は住民自らが互いに協力し助け合いながら、自らの手で解決していくことにある」と考えている」と答弁されたが、私には理解できない。

のか、さらにはそれに伴い財源はどうなっているのか。

一回目の市長答弁

私の申し上げる地域内分権の定義は、市民の皆様の日常生活のふれあいや共同の活動などを通して醸成されるお互いの連帯感や信頼関係などが、人と人とを結びつける役割を果たすことにより発生した地域社会の中で、自己決定・自己責任の原則の下、地域住民が主体となり、地域の課題は住民自らが互いに協力し助け合いながら、自らの手で解決していくことであるので、市の権限を地域住民に移譲するといった権限移譲とは意味合いを異にするものである。

また、これらの具体的な取組みとしては、自主防災組織の再構築、地域にある都市公園等を地元が維持管理するアダプトプログラム、有事の際に災害弱者を地元住民が連携して救援する災害時要援護者支援体制の構築等があげられる。

二回目の質問

二〇〇〇年に施行された地方分権一括法では、都市計画についての市町村の自己決定権が拡大され、また、市町村のまちづくりに関する行財政権を移譲する地域単位として、自治会などが役割を担うことになるようにされている。

私の考える「地域内分権」とは、地方分権の基本的制度である地域自治確立のための地域コミュニティの創造であり、このことは、地方分権が国と地方自治体間の事務再配分の問題に終始することなく、持続的で特色ある地域社会づくりのための地方自治体改革の推進を求められていると考える。

民主党政権が推進する地域主権推進一括法が成立すると、自治体は条例で地域に適した形に法制度を変更できるようになり、その対応が重要になる。

以上のことから、この問題に関しては、「地域内分権」という表現を変えるが、もしくは定義の内容を変えないと市民の誤解を受ける事になると思うが、いかがか。また、地方分権から地域主権へそして地域内分権へと動いている国の方針に対し、どのように対応されるようになっているか。

二回目の市長答弁

私の地域内分権に対する考え方の原点は、人と人と

の繋がりにある。その繋がりが「核」となり、相互扶助の精神が結びつき「線」となる。さらに、「この線」が地域的な規模に拡大して「面」となり、自分たちの住む地域の問題をお互いに協力し合い、助け合いながら、住民自らの手で解決していくという、この地域力が地域内分権を支える礎であると考えている。

したがって、各地域の自主性を尊重し、地域の問題意識に基づいて取り組む諸活動を行政が支援していくという姿勢が大切になるものと考えている。

国の方針への対応については、今後においても、国における地域主権改革に呼応し、近隣コミュニティの再生、地域内分権に結びつく活動へのより適切な支援に努め、地域と行政との協力関係を築いていきたい。

三回目の質問

地域コミュニティの再生が地域内分権を支える礎であり、その上に地域内分権が形づくられなければならない。

名古屋市など全国の自治体では国の方針に基づく地域内分権が着々と進められているが、市長のこれまでの地域内分権に対する答弁は、「市の権限を地域住民に移譲する事とは意味合いを異にするものである」としている事からして、国の地

域主権とは異なる市長独自の「地域内分権」と受け取れるが、そのような理解でいいか。

また、地域内分権の具体的な取組の中で「自主防災組織の再構築と有事の際に地元住民連携による要援護者救援・支援体制の構築」と答弁されているが、有事においては、国家及び自治体には国民・住民の生命・財産等の人権保障の第一義的行政責任があるとする基本的考えを踏まえる中で、地域内分権の具体的取組とされているのか。

市長の地域内分権の定義の中で「自己決定・自己責任の原則の下」というくだりがあるが、有事に際して自己決定・自己責任を地域住民に課すという意味合いなのか。

三回目の市長答弁

この地域内分権の考え方については、一般的なもので、私独自の考え方ではなく、また、国の地域主権の意味合いとも異なるものである。

有事の際の本市の対応については、市は住民の生命、財産等を災害等から保護する第一義的責任を有する基礎自治体としての役割を担っているが、災害時においては、地域社会の中で構築される自主防災組織等において、住民自らが互いに協力し助け合いながら、防災

児童虐待について

一回目の質問

活動や災害弱者の救援等を行っていたりもしており、こうした自主防災組織等による活動こそが、何よりも被害の防止や軽減に繋がるものと考えている。

したがって、有事に際して自己決定・自己責任を地域住民に課すという意味合いのものではない。

今、一週間に一人の子どもが虐待で亡くなっていると言われている。核家族化や少子化、一人親家庭の増加など家族の変容、そして地域社会の結びつきが崩れ、社会的孤立化などさまざまに構造成改革政策のもとでの貧困・格差の拡大が生活の困難、ストレスの増大となつている事が相次ぐ子ども虐待死事件の背景に見えてくるとも言われている。

二〇〇〇年の児童虐待防止法制定以後、地方自治体においても、子どもを守る地域ネットワークの構築等、早期発見・早期対応の連携システムなど法制度の整備が進んできたが、それを裏付ける人員と施設設備はつねに後手後手にまわり、もつぱら児童相談所や児童養護施設の職員の献身的奮闘と市町村担当者のやる気

にゆだねられてきたと言つても差し支えないとも言われている。

二〇〇〇年の法制定は児童虐待の定義をおこない、関係機関との間で守秘義務が壁になっていたのを通告義務が優先すると整理されたことが画期的とされ、二〇〇四年の法改正では市町村を児童虐待の相談の「第一義的な窓口」とした点も一応評価はされているようではあるが、問題点も残されていると聞いている。

児童虐待防止法が制定されて今年で十年になるが、我市における児童虐待の現状について具体的な数値も含みながら説明をお願いすると同時に、現在の対応策と今後の課題点についての市長の考えをお聞かせ下さい。

一回目の市長答弁

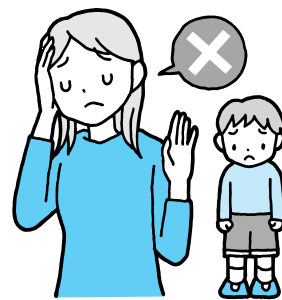
児童虐待が発生してしまう背景には、深刻な要因が複雑にからみあい、現実の問題として表面化してくるものと考えている。特にこのところ、かつては到底考えられなかったような非常に痛ましい事態が全国各地で発生しているが、いずれも保護者を主とする大人と子どもの間で起こる、防ぐことができる大人の側の問題であるので、未然に防止するための取組みを地域全体で推進していかねばならないと考えている。

市民生活部長答弁

本市における児童虐待の現状については、平成十七年度の児童家庭相談延べ件数は七八六件であり、そのうち虐待相談件数は八件となっている。四年後の平成二十一年度においては、児童家庭相談延べ件数七三六件のうち、虐待相談は二〇件となっており、相談延べ件数はやや減少しているが、虐待相談については、二・五倍になっている。その内訳は、暴力を振るうなどの身体的虐待が九件、育児放棄などのネグレクトが八件、心理的外傷を与える言動を行うなどの心理的虐待が三件となっている。

児童虐待への対応策については、相談を受けた時点において、即応体制でことに臨むことを基本とし、場合によっては、関係機関の協力を得るなど、直接家庭訪問などを行うことにより、まずは児童の安全確認を最優先に取り組んでいる。併せて家族構成や就園・就学状況、乳幼児健診の受診の有無など、必要となるすべての情報を収集し、緊急性の判断や具体的な支援方策などの対応策について関係者と話し合い、その対応を進めている。

児童虐待の要因としては、児童の発達の問題、経済的な問題、さらには保護者自身の問題があげられるが、



本市においては、こうした育児にまつわる様々な不安や悩みの解消、同じ悩みを持つ仲間づくりの場として、「つどいの広場」、「保育園に遊びに来ませんか」、「びよびよサロン」等親子が集える場の提供を行い、児童虐待の要因払拭ための施策もあわせて実施している。

いずれにしても、児童虐待の問題については、問題が発生する前にその要因を取り除くことが大切であると考えているので、乳幼児健診、保育園、児童クラブやファミリーサポートセンター事業等においても、保護者など誰もが、気軽に相談できる雰囲気づくりを心がけ、相談体制の充実や関係部署及び関係機関との連携並びに地域での見守り体制の整備等を図り、児童虐待防止に努めていく。

二回目の質問

本市の児童虐待の件数は、私の手元にある全国数値と見比べてみても、全国数値と同じような数値割合になつており、あらためて児童

虐待問題を私たち地域の問題としてとらえなければならぬと感じている。

児童虐待が発生してしまふ背景には深刻な要因が複雑にからみあっている。二〇〇〇年の児童虐待防止法誕生以来、二〇〇四年、二〇〇八年、二〇〇九年の法改正を経て法制度の整備が進められて来たが、児童虐待は一向に減る気配すら見られない。

二〇〇〇年の法制定の画期的なことは、児童虐待の定義をおこなつたことと、守秘義務より通告義務を優先させたこととされているが、児童虐待防止法五条、および六条一項の通告義務についてどのように対応されているか。特に六条一項は一般住民に通告義務を課していると思われるが、市長は「未然に防止するため取り組みを地域全体で推進する」と答弁されている。

二〇〇四年の改正では市町村を児童虐待の相談の「第一義的な窓口」とし、二〇〇八年と二〇〇九年の児童福祉法改正では市町村の養育支援訪問事業が加えられたとされている。

これら二〇〇四年から二〇〇九年にかけての改正で重要なことは、職員の配置をしつかりとした長期的人事政策に基づき行う事である。子ども虐待の現場はやるべきことは山ほどあるのに、人も施設も養育支援サ

ービスも、質・量とも圧倒的に足りないのが日本の現状であるとされている。

行政職員は一般的に三年（四年で異動があるが、児童虐待対策のような専門性が求められる職種においては児童福祉司・児童心理司等の専門家のより充実した人事配置を行うべきと考え

二回目の市長答弁

整備された法律に基づいた本市の児童虐待への対応については、平成十二年の法施行を受け、本市では庁内関係各部課の連携強化等とあわせて、関係各機関への協力依頼、特に民生委員・児童委員の皆様方には連絡協議会等の場を通して、その都度御理解と御協力をお願いしてきている。

また、関係者間での情報交換や支援について協議を行う「要保護児童対策地域協議会」を設立、設置し、関係部署、関係機関の御協力を得る中で、情報の交換と共有化など、児童虐待への対応を図っている。

さらには、潜在化の傾向を強めている児童虐待の早期発見に結びつけるための対応策として、児童相談所からの指導・協力を仰ぎ、児童の生活現場に最も近い位置で職務に従事している教育研修所、健康推進室、子育て支援課等の職員により、ケース会議を定期的

開催し、情報交換を行うなど連携を深めるとともに、市民の皆様からの相談はもとより、問題の発生などに担当者が携帯電話により二十四時間対応できる体制を本年度から整備している。

これらに加えて、養育支援訪問事業についても、現在、その前提となる「乳児家庭全戸訪問事業」の仕組みづくりについて、関係部署と鋭意協議を進めているが、来年度には、全戸訪問事業に着手していきたい。

次に、人事配置についてであるが、専門性が求められる職場等においては、その特殊性などを考慮に入れ、有資格者等を配置するとともに、より長い期間の配属も行なっている。特に、福祉分野においては、これまでの保健師に加え、平成二十年度からは社会福祉士を配置し、より高度な専門性を確保している。

今後においても、専門性が求められる分野への有資格者の配置を積極的に進めていくとともに、事務職員についても専門職制度の導入に向け、検討していく。

虐待は、人の心の間に起因する非常に困難な見えにくい問題であります。本市の次代を担う子どもたちの健全な育成に係る重要な問題であるので、地域が総力をあげて、真正面から取り組むべき課題の一つであると

全文については、次期定例会（十二月）より、富士吉田市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問

9月

秋山 晃一 議員



障害のある子どもたちの教育について

一回目の質問

今、特別支援学校、特別支援学級あるいは通級指導教室で学ぶ子ども数が急増している。二〇〇七年度から「特別支援教育」の体制に移行したこと、具体的には障害児教育の対象を発達障害の子どもたちに拡大し、通級教室の対象とすることや、従来の盲・ろう・養護学校の制度を複数の障害種を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換するとともに、小中学校でも特別支援教育を推進することを学校教育法で明記するという変化があった。

特別支援学級の子どもが増加についても、一九九九年には七万人ほどであったものが二〇〇九年には十三万五千人を超えたと言われている。国においてはこうした変化にもかかわらず、学級編成規程が十七年間で改善されていないなど、条件整備が足踏みをしたままなので、市の努力での改善を求めるものである。

第一に、特別支援学級の増設と適正な配置である。小学校での学級編成を低学年と高学年で分けて編成するなどにより、学級を増やし、教員を増やすことが必要である。希望者が少なくても学級が設置できるように関係者の希望や意見をよく聞くことが必要である。

第二に、施設面での改善である。子どもが寝転んで落ち着けるようになるプレイルームなど、普通教室以外の施設・設備の整備も必要である。

第三に、特別支援教育に熱意をもち、専門性のある教員が特別支援学級での教育にあたるようにするとともに、自主的な研修を保障して障害のある子どもを受け止めて指導できるようにすることが必要である。次に、通級指導教室については要望を調査し、それにもとづいた整備計画をたて、教室を抜本的に増やすことが必要だと考えるがいかがか。いま述べた四点について改善を求めるものであるが答弁願う。

一回目の市長答弁

特別支援学級の増設と適正な配置について、本市においては、次年度に入学する児童生徒の状況を把握し、学校及び保護者と協議を行い、希望どおり特別支援学級へ入級できるように適切な対応を行っている。また、国の学級編成基準では、一学級八人以上となった場合に二学級にすることとされているが、本市においては、一学級五人以上となった場合には、県からの加配

教員と市の特別支援教育支援員及び緊急雇用創出事業を活用した学校支援スタッフを配置するなど、きめ細やかな対応に努めている。施設面の改善について、現在、特別支援教室については、児童生徒の安心・安全確保のため、必要に応じて教室内を仕切り、児童生徒が自由に動けるスペースを確保するとともに、手摺やトイレ等の整備を行っている。

専門性のある教員の配置と研修の保障について、県教育委員会においては、すべての教員に対して、特別支援教育に対する研修が実施されており、その中でも特別支援教員に対しては、専門的な研修も実施されている。また、本市においても、継続的に特別支援教員及び支援員を対象とした特別支援教育研修会を実施するとともに、職員配置においては、熱意ある職員を配置し、特別支援教育の充実を図っている。

通級指導教室について、現在、富士吉田市外一市二町四村一組合において、下吉田第二小学校内に「ことばの教室」を設置し対応しているが、希望者も多いことから、教室数及び教員数の増加に向け、県教育委員会に対し、南都留教育委員会連合会及び教育長部会などあらゆる機会を通じて、強く要望している。

特別支援学級の配置の基礎となる次年度入学の児童・生徒の状況の把握であるが、本市のとりくみは市全体を把握する体制がとられ、充実していると言えると思うが、子どもの実態が多様化する中で、子どもの実態と親の願いをよりいっそう正確に受け止めるためにも、この体制を強化すべきではないかと考えるがいかがか。次に支援学級の体制であるが、どのような学級の体制をとるのかを決定する基準を学級の子ども人数に置くというのはいかがなものか。特別支援教育支援員などの配置は、その子どもひとり一人の障害の実態に沿って配置できることが大切であり、その意味では支援員の増員が必要だと考えるがいかがか。次に学級編成であるが国の基準以下であっても、柔軟な考えが必要ではないか。

二回目の質問

特別支援学級の配置の基礎となる次年度入学の児童・生徒の状況の把握であるが、本市のとりくみは市全体を把握する体制がとられ、充実していると言えると思うが、子どもの実態が多様化する中で、子どもの実態と親の願いをよりいっそう正確に受け止めるためにも、この体制を強化すべきではないかと考えるがいかがか。次に支援学級の体制であるが、どのような学級の体制をとるのかを決定する基準を学級の子ども人数に置くというのはいかがなものか。特別支援教育支援員などの配置は、その子どもひとり一人の障害の実態に沿って配置できることが大切であり、その意味では支援員の増員が必要だと考えるがいかがか。次に学級編成であるが国の基準以下であっても、柔軟な考えが必要ではないか。

二回目の市長答弁

入学希望のある児童・生徒の実態把握について、今後においても、子どもたち一人ひとりが自立し、社会参加するために必要な力を培うことが出来るような、保護者の希望に沿った状況把握の体制強化を図って参りたいと考えている。特別支援員などの配置は、その子ども一人ひとりの障害の実態に沿って行わなければならぬものと考えている。したがって、障害の種類や程度に応じて適切な指導及び支援ができるよう、柔軟に対応して参りたいと考えている。

住宅改修への支援制度について

一回目の質問

今回、再度この制度について市長の考えをお聞きするのは、この二年間で市長が答弁されたように、各種減税制度の活用によって住宅改修の促進がはかられたようには見えないことがひとつである。

市財政の悪化が常々言われているが、税収の低下については市民の収入が増えるような施策をとりくむべきである。このような観点からも市民の住宅改修への支援制度についての検討を改めて求めたいと考えるがいかがか。

一回目の市長答弁

国においては、緊急経済対策の一環として昨年十二月に住宅版エコポイント制度を創設し、地球環境に配慮した省エネ工事、また高齢者等を対象としたバリアフリー工事等に事実上の補助を行い、その促進を図られているところである。

今後、これらの制度の積極的な活用について、市民へのさらなる啓蒙に努めて参りたいと考えている。

二回目の質問

国の施策が対象としていない改修を市が補助することによって、その効果は大きく確かなものになる。このような点から国国の施策に期待するのみでなく、市としても自ら動き出すべきではないかと考えるがいかがか。

二回目の市長答弁

大規模地震時の救援・救出及び住民の避難路の確保という観点から、老朽化した個人の木造住宅における耐震改修については極めて公益性が高いものと判断し、昭和五十六年五月以前に建てられた耐震基準に適合しない木造住宅の耐震改修等に対する補助制度を設け、国・県と協調する中で実施している。

今後、この制度が積極的に活用されるよう市民へのさらなる働きかけに努め

るとともに、国の各種減税制度や住宅版エコポイント制度等の活用についても、併せて啓蒙に努めて参りたいと考えている。

国民健康保険について

一回目の質問

山梨県でも国保の広域化についての検討・協議がなされていると思うが、協議の進捗状況、スケジュール、「広域化支援方針」の内容についてはどのようなようになっているのか。詳しい説明とこの国保の「広域化」についての市長の見解を明らかにしてほしい。

次に、この「広域化」推進の理由とされているのが国民健康保険の危機的な状況があるというように言われている。昨年度末時点での当市の実態については改善されているのか。たとえば、保険料の滞納世帯数は減っているのか、資格証明書発行世帯数については「保険料を払えるのに、払わない」としている世帯に對しての措置」となっているのか。それらの増減などの数値とともに市長の現在の国保にたいする認識は。

一回目の市長答弁

山梨県においても「市町村国保広域化等連携会議」を設置し、当該方針の策定

について関係者間による検討が始められており、七月には第一回目の連携会議が開催され、広域化に係る経緯や策定スケジュール及び市町村への関係アンケートについて協議され、また、八月に開催された第二回目の連携会議においては、市町村アンケートの結果を基にした策定素案が山梨県より示されたところである。

今後のスケジュールについては、九月と十月に作業部会が開催され、十一月には市町村への意見聴取がなされ、十二月には国民健康保険の広域化等支援方針が山梨県により策定されることとなっている。

広域化等支援方針の内容について、広域化策としての保険者事務及び医療費の適正化、収納対策、保険事業等の国民健康保険事業の運営や、保険財政共同安定化事業及び県調整交付金等の国民健康保険財政安定化の推進における県の果たすべき役割とその具体的な施策といった内容となっている。

国民健康保険の広域化については、本市においても、収納率の問題や医療費の高騰などから国民健康保険の運営は厳しさを増しており、今後の国保財政の安定化を図るためにも避けられないものと認識している。

国民健康保険の滞納世帯数と資格証明書発行世帯

数の増減について、滞納世帯数とその割合については、平成二十一年度には千八百五十二件の二一・四％と、前年度に比べ減少している。

また、資格証明書の発行世帯数とその割合については、平成二十年度が三百四十六件の四・〇％であったものが、平成二十一年度には三百六十八件の四・二％となっている。

国民健康保険制度は、国民の健康の保持増進に重要な役割を担う国民皆保険制度の基幹を成すものであることから、構造的に中高年齢者を多く抱えていることや、経済状況の低迷・悪化に伴うリストラ等による被用者保険からの流入、また若年層における未就職者の増加等が滞納の要因となっているものと認識している。

このことから資格証明書該当世帯への対応については「弁明の機会の付与書」を送付し、弁明書が期限内に提出されない場合や、該当世帯への臨戸訪問・納税相談等を行い、悪質滞納者はもとより、家族状況、支払能力などの世帯の生活状況を調査し、「払えるのに、払わない」としている世帯」と判断した場合に、資格証明書を交付している。

今後、引き続き滞納世帯と多くの接触を図る中で、きめ細かな納税相談等に努めることが、滞納世帯の減少や低所得者への適切な対応が図られるものと認識している。

二回目の質問

運営主体の「広域化」はこうした住民の声を反映させにくくなることは後期高齢者医療制度の実態が証明している。このような点で広域化に対しては安易に期待すべきではなく、これまで国保財政の健全財政と、社会保障として誰もが安心して医療を受けられることを心がけて運営してきた、富士吉田市の国保の保険者の代表として厳しく臨むべきだと考えるがいかがか。

二回目の市長答弁

国民健康保険の広域化については、経済状況に影響され易い収納率の問題や年々増え続ける医療費といった諸課題を考慮すると、本市被保険者の不利益に繋がらないよう、国、県の広域化に係る財政支援を要望する中でこれに参画して参りたいと考えている。

三回目の質問

国民健康保険制度が本来の社会保障制度としての役割を果たすためにも、国には国庫負担の増額を求めること、各市町村では保険税の適正な額への是正を行うことをすすめること。これらのことと合わせて広域化の議論は進められるべきだと考えるがいかがか。



大規模地震時の救援・救出及び住民の避難路の確保という観点から、老朽化した個人の木造住宅における耐震改修については極めて公益性が高いものと判断し、昭和五十六年五月以前に建てられた耐震基準に適合しない木造住宅の耐震改修等に対する補助制度を設け、国・県と協調する中で実施している。

今後、この制度が積極的に活用されるよう市民へのさらなる働きかけに努めるとともに、国の各種減税制度や住宅版エコポイント制度等の活用についても、併せて啓蒙に努めて参りたいと考えている。

三回目の市長答弁
今後、国民健康保険制度が、将来に亘って国民皆保険制度の最後の砦として維持できるよう、国、県の負担や適正な税のあり方など、大いに議論しながら広域化を進めることを要望して参りたいと考えている

議案の処理結果（9月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第15号	継続費精算報告書について	報告	平成21年度一般会計予算。
報告第16号	健全化判断比率について	報告	平成21年度決算に基づく健全化判断比率について。
報告第17号	資金不足比率について	報告	平成21年度決算に基づく下水道事業特別会計の資金不足比率について。
報告第18号	資金不足比率について	報告	平成21年度決算に基づく大明見水道特別会計の資金不足比率について。
報告第19号	資金不足比率について	報告	平成21年度決算に基づく市立病院事業会計の資金不足比率について。
報告第20号	資金不足比率について	報告	平成21年度決算に基づく水道事業会計の資金不足比率について。
議案第52号	平成21年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	認定	一般会計及び下水道事業等7特別会計の決算を認定するもの。
議案第53号	平成21年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	認定	事業収益60億5,427万5,368円、事業費用62億50万316円、資本金収入2億1,665万1千円、同支出額3億3,864万8,345円の決算を認定するもの。
議案第54号	平成21年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	認定	事業収益4億9,194万1,526円、事業費用4億9,174万5,763円、資本金収入2億5,007万3,337円、同支出額4億5,496万4,775円の決算を認定するもの。
議案第55号	富士吉田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の制定について	可決	市民の利便性の向上と、市の業務の合理化を目的に、民間事業者が設置する機器等での住民基本台帳カードによる住民票の写し及び印鑑証明書の交付を行うため、所要の規定を整備するもの。
議案第56号	富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	可決	職員の勤務時間を短縮するため、所要の改正を行うもの。
議案第57号	富士吉田市税条例の一部改正について	可決	個人の市民税において、税の公平性を確保する観点より、前納報奨金制度を廃止し、また、課税誤りを防止し、公平適正な賦課処分を行い、賦課関連事務の効率化を図るため、軽自動車税の納期について、所要の改正を行うもの。
議案第58号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	可決	住民基本台帳カードの普及促進を目的として、新規カード発行手数料無料化の1年間の延長、また、民間事業者が設置する機器等による住民票の写し及び印鑑証明書の交付手数料の引下げを行うため、所要の改正を行うもの。
議案第59号	富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について	可決	「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法の一部を改正する法律」の施行に伴い、参照する「国民健康保険法」の条番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うもの。
議案第60号	富士吉田市地下水保全条例の制定について	可決	富士山をはじめ、豊かな森林環境からの恵沢である地下水資源を将来にわたり市民が享受できるよう、地下水採取の適正化を図り、地下水資源の保全を行うため、所要の規定を整備するもの。
議案第61号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について	可決	富士吉田市住居表示整備事業第10期計画の実施に伴い、今回、下吉田及び松山の一部地域について、「街区方式」の方法により住居表示を実施しようとするものであり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をもとめるもの。
議案第62号	富士吉田市営本町通り駐車場の指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士吉田市営本町通り駐車場の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第63号	平成22年度富士吉田市一般会計補正予算（第2号）	可決	歳入歳出にそれぞれ7,920万1千円を追加し、総額を196億4,506万7千円とするもの。
議案第64号	平成22年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出にそれぞれ626万3千円を追加し、総額を28億2,434万1千円とするもの。
議案第65号	平成22年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第1号）	可決	資本金収入及び支出について、収入を1億5千万円増額し、総額を15億2,661万4千円とし、支出を1億2,725万6千円増額し、総額を16億4,657万6千円とするもの。
議案第66号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	同意	富士吉田市教育委員会委員に堀内研司氏（竜ヶ丘1丁目9番8号）を任命するもの。
議案第67号	人権擁護委員の推薦について	同意	人権擁護委員に渡邊政次氏（旭2丁目8番4号）を推薦するもの。
選挙第7号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で、下吉田区域の渡辺幸寿議員が当選。

年4回/15,000部 市内全域配布!

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局
0555-22-0612(直通)

ソフトウェア開発 データエントリー

有料
広告

「正確・信頼」でニーズに応える

富士情報
株式会社

富士吉田・甲府・三鷹・八王子
本社 山梨県富士吉田市上吉田1-6-3
TEL.0555-22-2111 FAX.0555-24-1742